都における「がん予防」の取組について

資料３

東京都がん対策推進計画(第三次改定)の概要

- がん対策基本法第12条に基づく「都道府県がん対策推進計画」であり、令和６年３月に第三次改定を実施
- 計画期間は、令和６年度～令和11年度の６か年　※R8年度に中間評価を実施
- 計画に定めた取組の方向性や目標の達成状況の評価等を実施するため、「東京都がん対策推進協議会」を設置
- 全体目標の下に定めた分野別目標により、総合的ながん対策を、都や区市町村、全ての都民、医療従事者、各種関係団体、事業主等が一体となって推進

指標	目標値	現行値(R4)
がんの75歳未満年齢調整死亡率	54.8未満	64.9
日常生活をがんにかかる前と同じように過ごすことができていると回答した患者の割合	増やす	成人：66.8% 小児：　―

【全体目標】

『誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す』

Ⅰ がん予防：科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ✓ がんのリスクの減少（がんの一次予防）に向けた取組の推進
- ✓ がんの早期発見（がんの二次予防）に向けた取組の推進

東京都健康推進プラン２１推進会議で検討

Ⅱ がん医療：患者本位で持続可能ながん医療の提供

東京都がん対策推進協議会 がん医療部会で検討

Ⅲ がんとの共生：がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

東京都がん対策推進協議会 がんとの共生部会で検討

「がん予防」分野の施策について

分野	取組項目		主な取組の方向性
Ⅰ がん予防	がんのリスクの減少(がんの一次予防)に向けた取組の推進	1. 生活習慣及び生活環境に関する取組の推進	● 喫煙率の減少に向けた啓発や環境整備の推進、受動喫煙対策の推進 ● 科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣に関する普及啓発の推進、生活習慣を改善しやすい環境づくりの推進
		2. 感染症に起因するがんの予防に関する取組の推進	● 肝炎ウイルスに関する普及啓発及び検査体制の整備、HPVに起因するがんの予防、HTLV-1に関する検査の着実な実施、ヘリコバクター・ピロリに起因するがんの予防
	がんの早期発見(がんの二次予防)に向けた取組の推進	1. がん検診の受診率向上に関する取組の推進	● 受診率向上に向けた関係機関支援の推進、がん検診受診に関する普及啓発の推進
		2. 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進	● 科学的根拠に基づく質の高い検診実施に向けた支援の推進、職域におけるがん検診の適切な実施に向けた支援の推進

都における「がん予防」の取組について

【参考】東京都がん対策推進計画 中間評価に向けたスケジュール

